

# れんごう

## 県央地協

2018. 5. 18  
 2018年度 第5号 通算 226号  
 連合県央地域協議会 (連合県央地協)  
 〒955-0044 三条市南四日町1-15-8  
 三条市勤労青少年ホーム(ソレイユ三条)内  
 TEL 0256-32-6363 FAX 0256-32-6490  
 e-mail: rengousk@fancy.ocn.ne.jp  
 URL: http://rengo-kenoh.net/

### 5/1 県央3地区で第89回メーデーを開催 テーマは「格差根絶 長時間労働の撲滅」

県央エリアの3地区(三条、西蒲・燕、加茂)で5月1日、第89回メーデーがそれぞれ盛大に開催され、トータルでおよそ1,050人が参加。各会場では、発生から7年が経過した東日本大震災支援の募金活動、福祉団体による物品販売、講演会など様々な取り組みが行われました。

#### 三条地区

三条地区メーデーは、およそ650名が会場の三条市総合福祉センターに結集し開催されました。主催者代表あいさつで海津実行委員長(県央地協議長)は、「長時間労働で尊い命が失われたり、企業の人手不足で非正規雇用が増大し所得格差が広がるなど今、安心して働き暮らせる当たり前の社会が奪われようとしている。これ以上の格差を許さず、真に働く者のための働き方改革を求め、暮らしの底上げを実現しよう。今日のこのメーデーを契機に働くことの意味、働くことができる喜び、地域で暮らすことの意味を今一度、考えていただきたい」と参加者へ訴えました。続いて国定三条市長をはじめ6名の来賓の方々から祝辞を頂戴し、4月22日の三条市議会議員選挙で当選を果たした杉井・酒井三条市議からは支援に対する御礼のあいさつがありました。その後、スローガンとメーデー宣言を全体で確認し、第一部の式典を閉会。



第二部のアトラクションでは、恒例となった授産施設・いからし工房太鼓クラブの太鼓演奏がメーデーを盛り上げ、プラカードコンクールの結果発表と表彰、実行委員長賞(旅行券)など84名に当たるお楽しみ抽選会を行い、実行委員長の音頭による団結がんばろうで屋内の日程を終了。その後、第三部としてデモ行進を実施し、市民に我われの取り組みをアピールしました。メーデーではそのほか、授産施設2団体(ともしび工房・いからし工房)の即売会が例年どおり会場を彩り、日本赤十字社の献血と併せ、多くのご協力をいただきました。



プラカードコンクールの最優秀賞はコロナ労組

授産施設・いからし工房太鼓クラブの太鼓演奏がメーデーを盛り上げ、プラカードコンクールの結果発表と表彰、実行委員長賞(旅行券)など84名に当たるお楽しみ抽選会を行い、実行委員長の音頭による団結がんばろうで屋内の日程を終了。その後、第三部としてデモ行進を実施し、市民に我われの取り組みをアピールしました。メーデーではそのほか、授産施設2団体(ともしび工房・いからし工房)の即売会が例年どおり会場を彩り、日本赤十字社の献血と併せ、多くのご協力をいただきました。

**東日本大震災 支援募金**  
 三条地区メーデー 17,523円 西蒲・燕地区メーデー 13,183円  
 あしなが育成会の支援募金口座へ送金済みです。皆様のご協力に感謝申し上げます

#### 西蒲・燕地区

西蒲・燕地区メーデーは平日開催により昨年同様、およそ200名の参加で燕市吉田産業会館にて開催されました。

西川実行委員長(県央地協副議長・燕支部長)は、「未だ長時間労働や後を絶たない過労死、雇用形態や性別などの違いによる格差問題などが深刻化している。雇用・労働がかつてないほど傷み、不安が増大している今こそ労働組合の真価が問われている。組織の抱える問題をしっかりと見据え、【働くことを軸とする安心社会】を実現するため、それぞれが自信と誇りを持って、働くことを通して生活を支え、地域を支えていこう」と呼び掛けました。



来賓の鈴木燕市長は、燕市のこれまでの取り組み紹介と、働き方改革をすすめ働く皆さんが人間らしい生活実現となる取り組みをされることなどについて挨拶されました。続いて、鷲尾衆議院議員など4名の方々より祝辞を受け、中島燕市議会議員をはじめ連携議員の紹介後、メーデー宣言を確認し、団結がんばろうで締めくくりました。

式典ではそのほか、恒例のお楽しみ抽選会と、プラカード1点を紹介し、今年は東日本大震災への支援として募金を募りました。式典後は快晴の中、例年どおりデモ行進を行うことができました。

#### 加茂地区

加茂地区メーデーは加茂市民体育館で開催され、およそ200名の参加がありました。

内藤実行委員長(県央地協加茂支部長)は、「労働組合によるセーフティネットを張り巡らせ、すべての人が働

### <新潟県知事選挙> 連合新潟が 池田ちか子さんを推薦



5月24日告示・6月10日投開票の日程で行われる県知事選挙で、連合新潟は、自治労出身で現県議会議員の池田ちか子さんの推薦を決定しました。池田予定候補者が当選を果たされるよう、各産別・単組の皆様からの多大なるご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

候補者	池田 千賀子 (いけだ ちかこ) 57歳 1961年 1月24日生 新人
出身組織	自治労
所属 (推薦政党)	無所属
略歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>(学歴) 早稲田大学人間科学部 (通信制) 卒</li> <li>(職歴) 新潟県柏崎市役所</li> <li>(組合歴) 2002年9月～ 柏崎市役所労働組合執行委員 2015年4月～ 柏崎市役所労働組合顧問</li> <li>(活動歴) 2003年～ 柏崎市議会議員 2015年～ 新潟県議会議員</li> </ul>
機関決定	2018年5月8日 2017年度自治労新潟県本部第10回執行委員会 2018年5月15日 連合新潟第7回執行委員会

きがいのある人間らしい仕事をして、真の働き方改革を実現しよう」と訴えました。



来賓の小池加茂市長からは憲法改正に断固反対することや、少子化対策に関する挨拶があり、菊田衆議院議員、各政党代表より祝辞をいただきました。

その後、自治労新潟県本部から講師を迎え、「メーデーと働き方改革」をテーマに講演会があり、プラカード紹介や恒例の抽選会でひと盛り上がりし、団結ガンバローからのデモ行進も予定どおり行い、市民の皆さんに働く者の声を訴えました。

## 青年女性委員会が労金3支店と共催で学習会&交流会

青年女性委員会は4月20日、燕三条地場産センターにおいて、県央地域の労働金庫3支店との共催で学習会&交流会を開催し、各単組や労働金庫より68名の参加がありました。

第1部の学習会は、「ステキな未来のために、今できること ～つみたてNISA&iDeCo～」と題し、労働金庫加茂支店の内山健太郎さん(労金労組加茂支部長)へ講師を依頼し、短時間の中ではありましたが分かりやすく、つみたてNISAとiDeCo(下記参照)について説明いただきました。続いて、9の各グループで協力しながら、労働金庫より出題の「ろうきんクイズ」を解答。



第2部の交流会では、グループ対抗クイズの結果発表と表彰が行われ、全グループのほかアンケートの回答者からも抽選で12名に労働金庫より提供の景品が贈呈され、受賞者は笑顔で受け取っていました。交流会は、終始リラックスした雰囲気の中、単組や職種の垣根を越えた積極的な交流があらこちらで見られ、今後につながる有意義なイベントとなりました。

**つみたてNISA(ニーサ)**とは、これまでの一般のNISA(少額投資非課税制度)に加えて、今年1月より始まった投資信託に積立投資し長期運用しながら資産形成を行い、毎月5千円から年間最大40万円までの投資額にかかる運用益が非課税(20年間)となる制度。**iDeCo(イデコ)**とは、老後の生活をより豊かなものとするために施行された確定拠出年金法に基づき実施されている公的年金に上乗せする年金制度です。詳しくは労働金庫のホームページをご覧ください。

## 三条市議会議員選挙 連合推薦の2名が当選

4月22日に投票が行われた三条市議会議員選挙で、連合が推薦した2名(杉井 旬さん、酒井 健さん)が当選を果たしました。今後も我われの政策実現や地域の活性化などの課題解決にむけ連携してまいります。各産別・単組の皆様からのご支援・ご協力、本当にありがとうございました。

### 〈三条市議会議員選挙 結果〉

杉井 旬 2,276票(4期目当選)  
酒井 健 1,687票(2期目当選)

### 第29回地協委員会

と き 7月3日(火) 18:15～  
と ころ 燕三条地場産センター  
リサーチコア7階

### 青年女性委員会 スポーツ交流会 (ボウリング 労働金庫との共催)

と き 6月15日(金)  
18:30～  
と ころ ポップボウ倶楽部

\*終了後、懇親会を開催



## ワークルールを学ぼう! 4

### テーマ 労働者の賃金請求権

賃金は、労働の対価として支払われる。でも、働く日々には、予期せぬアクシデントがつきもの。「働けなかった」場合でも、賃金を請求できるのは、どんなケースなのか。ワークルールを確認しておこう。

**問** 次のうち、正しいものをすべて選んでください。

- ① 大雪で電車が止まり、会社に行けなくても賃金はもらえる。
- ② 解雇が無効になった場合、働いていなくても、復職までの期間の賃金はもらえる。
- ③ 二日酔いで通常の仕事ができない場合でも、会社に行きさえすれば賃金はもらえる。
- ④ コンビニの仕事で午後10時までが労働時間であったが、客があまり来そうもないとして8時に帰された場合でも、2時間分の賃金はもらえる。

### 解説

#### 使用者の都合で働けなかった場合は請求できる

「ノーワーク、ノーペイ」。仕事をしない場合には賃金も支給しないというこの原則はきわめて常識的です。

労務を提供した場合には、契約解釈上賃金請求権が認められることは当然です。では、労務を提供しなかった場合はどうでしょうか。この場合も労働契約の解釈となりますが、特段の合意がなければ民法上の危険負担の原則(536条)から次のように考えられています。

第一は、労働者のせいで労務が提供できなかった場合です。民法536条はこの場合を明文では規定していませんが、当然のように賃金はもらえないと解釈されています。病気や二日酔いで仕事に行けなかった場合です。たとえオフィスまで来ていても、通常の労務が提供できない状態なので会社は仕事をさせないことができ、賃金も払う必要

がありません。したがって、③は間違いです。しかし、仕事を命じたならば賃金請求権は発生します。

第二は、使用者のせいで労務の提供ができなかった場合です。民法536条2項は、労働者の賃金請求権を認めています。正当な理由なしに、工場から閉め出したり、解雇が無効になった場合といえます。また、顧客が来ないという理由で閉店時間を早めた場合もそういえるでしょう。したがって、②④は正しい内容です。

第三は、労使どちらのせいでもない場合です。大雪による交通途絶のため出社できない場合には、そのリスクは労働者が負う(536条1項)、つまり、賃金請求権は発生しないとされます。したがって、①は間違いです。もっとも、実際には賃金を支給している例は珍しくなく、労使の合意によればそのような取扱いは許されます。ただ、そのような特段の合意や慣行がなければ、民法の建前では賃金請求権は発生しないことになります。

[正解] ②④

**道幸哲也** どうこう・つなり  
(一社)日本ワークルール検定協会 代表理事  
北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。小樽商科大学商学部助教授、北海道大学法学部教授、放送大学教授などを歴任。2007年、NPO法人職場の権利教育ネットワークを設立。「ワークルール検定」の立ち上げに尽力し、2013年に設立された検定協会の代表理事に就任。著書に「不当労働行為救済の法理論」(有斐閣)、「15歳のワークルール」(旬報社)など。

**WR検** ワークルール検定  
ワークルール検定とは  
ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。厚労省も後援。  
次回は **6月10日(日)**  
(一社)日本ワークルール検定協会  
<http://workrule-kentei.jp/>